

# 旧市立図書館跡地利活用計画策定支援業務委託仕様書

## 1 業務目的

本業務は、県立明石公園内に県の設置許可期限を過ぎて残存している旧市立図書館について、事業費等を考慮しながら、当該跡地の利活用計画の策定を支援することを目的とする。

## 2 業務場所

県立明石公園内旧市立図書館跡地

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

## 4 利活用計画の策定スケジュール

年月	内容
令和6年5月	アンケート調査、ワークショップ
令和6年6月	6月議会で利活用計画(素案)報告 利活用計画(素案)策定
令和6年7、8月	パブリックコメント等
令和6年9月	9月議会で利活用計画(案)報告 利活用計画策定

## 5 業務内容

### (1) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間時(3回以上)及び成果品納品時とする。打合せ協議の内容は、受託者が記録し、打合せ協議後1週間以内に提出すること。

### (2) 利活用案の検討

令和6年5月のアンケート調査、ワークショップの意見を踏まえ、利活用方針、導入機能、整備方針、施設規模・構成・配置、概算事業費を検討する。

導入機能は、明石公園の魅力向上に資する機能の導入を検討するとともに、都市公園法に基づく制限を踏まえ、公共施設の集約化・適正配置、

様々な主体との共創の観点等から検討すること。

概算事業費は、事業手法、国の補助金、交付税措置の活用の可能性を調査し、市の財政負担を抑制すること。

### (3) 利活用計画(素案)の作成

(2)を取りまとめて、利活用計画(素案)を作成する。

### (4) 利活用計画(案)及び利活用計画の作成

2024年7、8月のパブリックコメント等の意見を踏まえ、外観パース(アイレベル1面・鳥瞰1面)を作成し、利活用計画(案)及びその概要版を作成する。

9月議会報告後、利活用計画(案)を修正し、利活用計画及びその概要版を作成する。

### (5) 報告書の作成

上記検討結果などを成果品としてまとめる。

- ・ 報告書(ファイル綴じ) 1部
- ・ 図面など資料 1式
- ・ 上記の電子データ 1式
- ・ 打合せ協議簿 1式

※本業務の成果品は、本市に帰属し、本市が自由にこの資料の加工、コピー、ホームページの作成、増刷などして公表できるものとする。

## 6 その他

本業務において、疑義が生じたときは、委託者と協議の上、決定する。